

宮城県子ども・子育て支援整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、市町村が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設（以下「病児保育施設」という。）の整備を促進することにより、放課後児童対策及び病児保育事業の推進を図ることを目的として、市町村に対し、予算の範囲内において宮城県子ども・子育て支援整備事業費補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（平成27年7月13日付け府子本第202号内閣総理大臣通知）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「放課後児童クラブ」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための建物をいい、「病児保育施設」とは、児童福祉法第6条の3第13項に基づく病児保育事業を実施するための建物をいう。

2 この要綱において、「整備」とは、次の表の整備区分に掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
拡張	既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕	平成27年7月13日府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（以下「国通知」という。）」の第4により整備すること。
応急仮設施設整備	国通知の第6により整備すること。

(交付の対象)

第3条 この補助金は次の事業を交付の対象とする。

(1) 市町村が設置する放課後児童クラブ又は病児保育施設の整備（民間資金等の活用による公

共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する場合を含む。）

- (2) 市町村が、この補助金を財源の一部として、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人及びその他児童福祉法第34条の8第2項に基づき事業を実施する市町村が認めた者が設置する放課後児童クラブの整備に対して行う補助（ただし、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第9条第2項に規定する専用区画に関する基準（おおむね1.65平方メートル以上）を満たしていない場合には、交付の対象としないものとする（市町村が定める条例における経過措置等により、当該基準を満たしているとみなされているものを除く。））
- (3) 市町村が、この補助金を財源の一部として、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人、日本赤十字社及びその他児童福祉法第6条の3第13項に基づき事業を実施する市町村が認めた者（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する病児保育施設の整備に対して行う補助

（交付の対象外）

第4条 この補助金は、次に掲げる費用については補助金の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用
- (5) その他整備費として適当と認められない費用

（交付額の算定方法）

第5条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 市町村が行う場合は、別表1及び2の第3欄の種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と第1欄の区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「補助基本額」という。）に第6欄に定める県の負担割合を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。
- (2) 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合は、前号に定める方法と同様の方法による。ただし、その費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額は控除しないものとする。

(県の財政上の特別措置)

第6条 次に掲げる施設の整備事業に係る補助金の交付額の算定にあつては、別表3及び4に基づき、交付額を算定するものとする(この場合の交付額の算定方法は前条の規定による。)。ただし、対象となる施設が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、算出された補助基準額に0.08を乗じて得られた額を加算するものとする。

- (1) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合
- (2) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第8条第1項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る(創設を除く。))

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 市町村が実施する場合

イ 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

ロ 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(イ) 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)

(ロ) 建物等の用途

ハ 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ニ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

ホ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

ヘ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ト 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

チ この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第5号による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

リ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ヌ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

ル この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は公益財団法人 J K A 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

(2) 市町村が社会福祉法人等に対して、この補助金を財源の一部として補助金を交付する場合
イ 前号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、リ、ヌ及びルに掲げる条件

この場合において「知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

ロ 事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ハ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

(3) (2)により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(4) 社会福祉法人等から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(交付申請)

第8条 市町村長は、様式第1号による申請書を知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(変更交付申請)

第9条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、様式第3号による申請書を知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(交付決定)

第10条 知事は申請書を受理し、その内容を審査し、要件を満たしていると認めるときは、規則第4条の規定により補助金の交付を決定又は決定の変更をし、様式第2号により交付決定又は様式第4号により変更交付決定を市町村長に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 市町村長は、様式第6号による報告書に關係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（第7条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

(額の確定)

第12条 知事は、前条の報告を受けた場合には、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、様式第7号により市町村長に通知する。

(補助金の交付方法)

第13条 補助金は規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第14条 規則第21条第2号の規定により処分の制限を受ける財産は次のとおりとし、その場合は、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 市町村が施設の整備を実施する場合は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具
- (2) 市町村が社会福祉法人等に対して、この補助金を財源の一部として補助金を交付する場合は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具

(補助金の返還)

第15条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(その他)

第16条 特別の事情により、第5条、第6条、第8条、第9条及び第11条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

この要綱は、令和4年2月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。ただし、別表1及び3の第6欄の改正規定については、令和3年12月20日から適用する。